

岩手県告示第878号

平成27年10月7日付け官報第6631号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成27年農林水産省告示第2232号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成27年11月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
  - (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 一関市巖美町字長根90の36、90の41
  - (2) 所在が不明である通知の相手方 佐藤研一、我妻六郎
- 2 通知の内容を掲示した場所 一関市役所